

◆十番（今井光子）（登壇）奈良県議会定数選挙区条例に対する日本共産党の討論を行います。

昭和二十七年以来、五十四年ぶりに議員の請求で開かれた臨時議会の開催になりました。去る六月十九日に開催された定例県議会において定数を四十五とする議員定数削減案が議員提案され、賛成二十、反対二十三で否決されました。

日本共産党は議員削減には反対のため、提案議員には加わりませんでした。かといって現状では較差が開き、容認できる状況でないため、特例区を解消し、逆転区を廃止した提案に賛成いたしました。否決された最大の理由は、最大会派の自民党が党内の意見をまとめることができず、提案議員まで反対に回るなど、道理に反することが行われました。

しかし、このままでは一票の較差が橿原市選挙区、御所市選挙区との間で、最大二・五八倍になってしまうこと。山辺郡、高市郡において容認できない特例区が残ること、条例定数と人口比例定数との乖離が見られる選挙区が五條市、吉野郡、天理市、御所市でいずれも一人多く、逆に少ないのが山辺郡・奈良市選挙区で二人、高市郡・橿原市選挙区で一人、生駒市選挙区で一人と、七選挙区も存在していること。さらに、逆転選挙区は吉野郡選挙区が五万二千四百六十人に対して定数三になっておりますが、人口七万人の香芝市選挙区、大和高田市選挙区、人口六万人の桜井市選挙区、いずれも定数二、さらに、御所市選挙区三万二千二百七十二人で、定数二に対して、葛城市選挙区三万四千九百八十二人で定数一と、四選挙区で逆転区が生じることになります。

奈良県議会は昨年六月から定数検討委員会を設置し、議論を重ねてまいりました。

日本共産党は県議会定数条例の見直しに当たり、憲法と地方自治法、公職選挙法に基づき、法の下での平等を貫き、公正で民主的な選挙区、選挙定数の見直しを求めてまいりました。

日本共産党は民主主義の発展を願う立場から、議員定数削減には反対です。地方自治法で定められた議員の法定定数は五十二議席です。現行の定数が四十八議席ですから、既に四議席が削減されています。全国的にも法定定数五十人程度の自治体では奈良県の削減率は全国的にも上位を占めるものであり、削減の必要はないと考えます。

我が党は県議会の法定定数を五十二を基準にした提案、さらに現行定数四十八をもとにした提案をしてまいりました。四十八案では山辺郡・奈良市選挙区十二、高市郡・橿原市選挙区五、生駒市選挙区四、並び吉野郡二、天理市二、御所市一の三増三減案を提示してきました。一票の較差が一・九、条例定数と人口定数の乖離は二選挙区、逆転区なしのものでした。

この提案では県議一人当たりの人口は、二万九千六百十二人となります。今議会に提案されているものでは四十四人ですので、一人当たり人口は三万二千三百三人と県政と県民のパイプが細くなります。財政難を理由に定数削減すべきとの議論が広がっております。奈良県予算に占める議会費用は〇・二％です。むしろ議員は本来の役割である県政の監視役としてむだ遣いをなくし、県民の声を届ける重要な役割をきちんと果たすことが責務ではないでしょうか。

日本共産党は、議会費用の削減は定数を減らすのではなく、歳費の一割削減、海外研修の中止、委員会視察の厳選と改善、費用弁償の廃止、政務調査費のあり方の見直しなどを提案してまいりました。財政赤字の原因は、大型公共事業のむだ遣いや、国の地方への財源削減にあります。地方議員定数をめぐっても、国が全国の自治体に二回にわたり地方行政改革指針を出し、自主的に組織運営の合理化を進めることを求め、事実上の定数削減の圧力を加えてきました。定数検討委員会で九回にわたる検討の中、さまざまな意見が出され、議論の過程で委員から委員長案を示してほしいとの要望に基づき示されたのが今回の一増五減案です。これは一票の較差は二倍以内、逆転区を解消するということが人口比例に沿って公正に行われており、前回提案が較差二・〇六倍に対し、今回は一・六七倍になっております。逆転区はゼロ、条例定数と人口比例定数に乖離のある選挙区は生駒郡選挙区が一増、山辺郡・奈良市選挙区が一減と二選挙区で、前回提案が四選挙区でしたので、この点でも改善される

ものです。

よって、議員定数の削減には基本的には反対であっても、較差是正につながるものであり、本条例に賛成します。

議員一人当たりの人口が従来より三千人ふえることとなります。議員の責任は重大です。県政の最高機関として本議会が十分な討議を行い、積極的に任務を果たすことで県民の期待にこたえられるよう、決意を新たにして討論を終わります。